

風しんの任意予防接種の助成の流れ

風しんの任意予防接種は、定期予防接種と異なり、個人の意思及び責任において受ける予防接種です。

この制度は、「先天性風しん症候群^(注1)」の発生をなくすことを目的に、高知市独自で任意予防接種に係る費用について一部助成するものであって、予防接種を受けることに努力義務を課しているものではありません。

注1：妊娠初期の妊婦が風しんにかかると、お腹の中にいる赤ちゃんも風しんに感染して目や耳や心臓などに障害が残る病気のこと

注2、3：詳細は、高知市のホームページ「妊娠を希望している女性とそのご家族の方へ」をご参照ください



助成^(注2)までの流れ

1 抗体検査を受ける

平成26年4月以降の風しん抗体検査においてHI法で8倍以下相当であり、その後予防接種を受けられていない方は、1、2の手順を省略することができます。

助成の対象^(注3)であれば、県内の医療機関で、無料で受けることができます。

2 抗体検査の結果を受けとる（手渡し、郵送など）

検査の結果

結果の受け取り方は、検査を受けた医療機関によって異なります。検査を受けるときにご確認ください。

A：抗体価が十分である

B：抗体価が十分でない

HI法8倍以下相当。

予防接種不要

全額自己負担で
予防接種を受ける

ご希望の医療機関に直接お申し込み・お問い合わせください。

3 助成金の申請をする（申請窓口は地域保健課 予防接種・感染症対策室）

2か月前後かかります。

申請に必要なもの

- ①高知市風しん予防接種助成申請書（高知市のホームページからダウンロード可能）
- ②抗体検査結果通知など抗体検査の結果が分かるもの
- ③被接種者名・ワクチン名・接種年月日が記載された領収書（レシートは不可）
- ④通帳など振込先に指定した口座の名義人（対象者本人に限る）及び番号が確認できるもの
- ⑤配偶者及び同居者は、妊娠を希望する女性あるいは妊婦のa)氏名及び住所が分かるもの、b)風しん抗体検査結果が分かるもの
- ⑥別居の場合は、戸籍謄本など婚姻関係が分かるもの
- ⑦予防接種費用助成の対象者と異なる方が申請手続きを行う場合は、委任状
- ⑧生活保護または支援給付受給中の方は、受給証明書

4 助成金を受け取る（指定口座に振り込まれる）

風しんの任意予防接種費用助成に関するお問い合わせは、

高知市保健所 地域保健課 予防接種・感染症対策室

電話：088-821-6514 FAX：088-822-1880